

●香川県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成24年7月19日に指定及び指定の取消しを行った旨並びに施設の名称及び所在地が変更になった旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成24年8月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
高松市	略		高松市	略	
	高松市下笠居コミュニティセンター	高松市生島町353番地1		高松市下笠居コミュニティセンター	高松市生島町351番地4
	高松市中原文化センター	略		高松市立中原隣保・児童館	略
	略			略	
	高松市上天神文化センター	略		高松市立上天神隣保・児童館	略
	略			略	
	高松市国分寺会館第1会議室	略		高松市国分寺会館第1会議室	略
	高松市国分寺北部コミュニティセンター	略		高松市国分寺体育館	高松市国分寺町新居1157番地1
	略			高松市国分寺北部コミュニティセンター	略
	略			略	
	高松市田村文化センター	略		高松市立田村隣保・児童館	略
	略			略	
	高松市太田コミュニティセンター	高松市伏石町2071番地16		高松市太田コミュニティセンター	高松市伏石町700番地3
	略			略	
	高松市中川文化センター	略		高松市立中川隣保・児童館	略

高松市太田中央コミュニティセンター	高松市松縄町1108番地1
略	
高松市三谷コミュニティセンター	高松市三谷町1201番地1
略	
高松市屋島コミュニティセンター	略
高松テルサ	高松市屋島西町2366番地1
高松市屋島西コミュニティセンター	略
略	

略

高松市太田中央コミュニティセンター	高松市松縄町751番地2
略	
高松市三谷コミュニティセンター	高松市三谷町1161番地1
略	
高松市屋島コミュニティセンター	略
高松市屋島西コミュニティセンター	略
略	

略